



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ロシアの国籍政策：国境外国籍の付与と対外政策〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	長島， 徹
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(学術)
Dissertation Number	甲第16559号
Issue Date	2025-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95689
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Toru_Nagashima_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（学術）

氏名： 長 島 徹

学位論文題名

ロシアの国籍政策-国境外国籍の付与と対外政策-

・本論文の観点と方法

本論文は冒頭で、2022 年 2 月からのロシアによるウクライナへの軍事侵攻を念頭に置きつつ、（2014 年以来、ウクライナから事実上、独立状態にあった）「ドネツク人民共和国」、「ルハンスク人民共和国」に対する国家承認がロシアによる住民への「ロシア国籍」付与（パスポートアイゼーション）の結果であり、ロシアが「版図拡大」のための道具として「国籍」を活用しているのではないか、という問題設定を行う。実際、この（ロシアの）国境外での国籍付与には先例があり、アブハジア（2002 年）、南オセチア（2004 年）においても行われ、これが 2008 年の対ジョージア戦争への礎となったと時代を振り返る。

ここから申請者はなぜロシアは国境外の住民に積極的に国籍を付与するのか、それが拡張主義的手段としてもなぜ国籍付与という方法をとるのかをリサーチクエスションとし、かかる問いに答えるため、ソ連崩壊後のロシアが新しい国家として「自国民の範囲」をどのように規定し、いかなる国籍政策を取ってきたか、そしてそれが国境外の国籍付与にどのように展開してきたのかを、ロシア語の一次資料を丹念に読み解く。1990 年から 2022 年までのロシアの国籍政策の展開を、議会での論戦にも注目しつつ、外交の文脈で分析したことが本論文の基調といえる。

・本論文の内容

まず序章で、問題の所在として、ウクライナ侵略とロシアの国籍付与の関係を紹介し、その先例（アブハジア、南オセチア）に触れつつ、ロシアにとっての「国民の範囲」とは何かについて言及する。その後、先行研究をこれら諸国への国籍付与（パスポートアイゼーション）とロシアの国籍政策全般の 2 つに分類し、この両者の研究蓄積が断絶関係にあることに疑義を呈する。さらに時代を通じた政策変化及び（初期においてはかなり影響力をもった）議会での論戦の分析が欠如していることを問題視し、本論文がそのような限界を乗り越えることを目的とすることを明示する。手法として膨大な議会関係資料、法令、雑誌・新聞などメディアの一次資料の解析を行うことを明示し、日英露の二次文献も活用するとする。また国籍概念についても国際法などの知見を踏まえ精緻化するとともに、歴史研究への目配りにも言及される。

第 1 部「ソ連崩壊とロシアの国籍政策」では、ソ連末期 1990 年に最初の国籍法制定に向けた議論が始まり、プーチン政権初頭 2002 年に新国籍法が成立するまでを扱う。当時は特定の地域や目的のために国籍付与基準を設けるという発想がなく、ソ連崩壊後、国外の旧ソ連国民全体にいかなる優遇措置を設けるべきか（設けないべきか）が、国籍政策上の主たる論点であった。

第 1 章「ロシア初の国籍法制定」では、ソ連期の国籍制度を概観したのち、1991 年国籍法制定に向けた議論と国籍法自体の分析を行う。ソ連崩壊直前の 1991 年国籍法は、ロシアに恒常的に居住するソ連国民を「ロシア国民」と認定し、ロシア外の共和国の住民もまたロシア国籍を簡単に取得できる「登録」制度を設けた。ロシアが開かれた国籍政策を採用した背景には、基幹民族を中心に政治自立化が進むロシア外のソ連構成共和国において、「ロシア語系住民」の権利が抑圧されがちであり、ロシア自らが彼らに国籍を与え、権利を保護しなければならないという考えがあった。

第 2 章「二重国籍推進政策」は、1990 年代にロシアが進めた二重国籍推進政策について分析する。1991 年国籍法はロシアと他の共和国との二重国籍が二国間で結ばれる条約に基づき認められると規定した。だがロシア政府は、1993 年に方針を転換し、条約なしで一方的に二重国籍を認め

た。方針転換の背景として、多くの旧ソ連諸国がロシアとの二重国籍条約締結に否定的であるため、国籍法改正を通じて二重国籍を可能とする制度設計が妥当とするロシア外務省の主張があった。これにより国外でのロシア国籍の取得はさらに促進された。

第3章「ソ連国籍はロシアに承継されるのか」は、1990年代後半に野党議員らによって提起された、ソ連国籍のロシアへの承継をめぐる議論を扱う。1990年代後半になると野党勢力を軸に、いまだ国籍付与が不十分との主張が強まる。そもそもロシアはソ連承継国であり、ソ連国籍もロシア国籍として承継され、自発的な他国籍取得者以外は、自動的にロシア国民だと見なすべきとした。主張は国籍法には反映されなかったが、1999年にこれを踏まえた条文を含む「同胞法」が可決された。

第4章「プーチン政権による国籍政策の転換」は、2002年国籍法の成立過程を分析する。2000年に成立したプーチン政権は、開かれた国籍政策が経済的にも安全保障的にも負担であると考え、「旧ソ連国民」への優遇策を廃止する方針を打ち出す。議会では、ソ連国籍のロシアへの承継性を重んじてきた議員らを中心に反発が生まれ、新国籍法を巡り、論戦が起こる。結局、大統領の国籍法案が可決されたが、「旧ソ連国民のうち他国籍を取得せず無国籍となった者」には一定の優遇措置を設けるなど妥協も行われた。

第2部「国籍の政策的利用：プーチン時代」は、プーチン政権下での国籍の政策的利用について分析する。2002年国籍法は、国内に一定期間居住する人のみに国籍付与する原則にたち「国民の境界」を地理的な国境線と一致させた。一方でプーチン政権は、政策的に有用と考えられる人々については国籍を付与し、機会主義的に「国民の範囲」を拡大する政策を取り始める。

第5章「移民政策と国籍」で扱うのは、移民政策における国籍の利用である。プーチン大統領は、就任当初から人口減少を深刻な問題と捉え、「在外同胞」の移住を促そうとした。2006年から「在外同胞のロシアへの自発的移住支援供与に関するプログラム」を開始し、国籍法を連動させることで、プログラムを通じて移住した人々に国籍付与を始めた。国籍は政府が「潜在的ロシア国民」と見なす人々の移住を促す道具となった。

第6章「パスポートアイゼーションの始まり：アブハジア・南オセチア」では、両国でのパスポートアイゼーションを分析する。アブハジアでは2002年6月、南オセチアでは2004年5月から、住民に対する大規模な国籍付与が実施された。開かれた国籍政策を終了させるプーチン政権の方針に反するこのキャンペーンは、その政策的利用の最たるものである。ジョージアがアブハジアと南オセチアを武力で支配回復するという懸念がロシアを機会主義的に突き動かした。だがこの段階でのパスポートアイゼーションはまだ、国際情勢に対応したアドホックな政策であった。

第7章「ロシア・ウクライナ戦争における国籍政策」は、2014年以降のウクライナに対するロシアの国籍政策について分析する。2014年2月にウクライナでマイダン革命が起きた際、ロシアでは3野党が、ウクライナでの「抑圧された人々」を保護するためにロシア国籍を付与すべきとの主張を展開した。これに対し政権側は、この時点ではこれを否定した。だがロシアは2018年に、領土外国籍付与の対象を決める権限は大統領にあるとする国籍法改正を行い、プーチンは2019年4月以降、大統領令を通じて、ウクライナにおけるパスポートアイゼーションを実施する。これは先例と異なり、より計画的に複合的な目的のための政策であり、今後も国籍付与が政治の道具として、国外の対象が拡大されることが示唆される。

終章では、これまでの分析を踏まえ、序章の問いに答えるとともに、ロシアの国籍政策が他の旧植民地宗主国、中国、東欧諸国などどのような差異があるのかを検討し、本論文の積み残した課題と今後の展望について言及した。